

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 9 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 101 号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(証券による納付)</p> <p>第24条 出納長等は、納入義務者から収入金の納付のため、次に掲げる証券の提示を受けたときは、当該証券を収納することができる。</p> <p>(1) <u>小切手</u> 持参人払式又は出納長等若しくは指定金融機関等を受取人とする記名式の<u>もの</u>で、次のアからエまでに掲げる要件を備えたもの</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>提示期間内に支払のための提示をすることができるものであること。</u></p> <p>エ [略]</p> <p>(2) <u>郵便振替貯金払出証書</u> 出納長等又は指定金融機関等を受取人とする<u>もの</u>で、次のア及びイに掲げる要件を備えたもの</p> <p>ア <u>証券金額が納付金額を超えないものであること。</u></p> <p>イ <u>有効期間内に支払の請求ができるものであること。</u></p> <p>(3) <u>郵便為替証書</u> 持参人払式又は出納長等若しくは指定金融機関等を受取人とする<u>もの</u>で、次のア及びイに掲げる要件を備えたもの</p> <p>ア <u>証券金額が納付金額を超えないものであること。</u></p> <p>イ <u>有効期間内に支払の請求ができるものであること。</u></p> <p>(4) <u>無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札</u> <u>支払期日の到来したもので、証券金額が納付金額を超えないもの</u></p> <p>2 <u>前項第 4 号</u>の国債又は地方債の利札を収納する場合において、当該利札に対する利子支払の際課税されるものであるときは、当該税額に相当する金額を控除した金額をもって収納金額とする。</p> <p>3 出納長等は、第 1 項第 1 号に規定する<u>小切手</u>であってもその支払が確実にないと認めるときは、その受領を拒絶しなければならない。</p> <p>4～7 [略]</p>	<p>(証券による納付)</p> <p>第24条 出納長等は、納入義務者から収入金の納付のため、次に掲げる証券の提示を受けたときは、当該証券を収納することができる。</p> <p>(1) 持参人払式又は出納長等若しくは指定金融機関等を受取人とする記名式の<u>小切手等</u>（<u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第156条第1項第1号に規定する小切手等をいう。</u>）で、次のアからエまでに掲げる要件を備えたもの</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>権利の行使のため定められた期間内に支払のための提示又は支払の請求をすることができるものであること。</u></p> <p>エ [略]</p> <p>(2) <u>無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札のうち、支払期日の到来したもので証券金額が納付金額を超えないもの</u></p> <p>2 <u>前項第 2 号</u>の国債又は地方債の利札を収納する場合において、当該利札に対する利子支払の際課税されるものであるときは、当該税額に相当する金額を控除した金額をもって収納金額とする。</p> <p>3 出納長等は、第 1 項第 1 号に<u>掲げる証券</u>であってもその支払が確実にないと認めるときは、その受領を拒絶しなければならない。</p> <p>4～7 [略]</p>

<p>(歳入の徴収又は収納の事務の委託)</p> <p>第31条 知事は、<u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）</u>第158条第1項の規定に基づき歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その者の住所、氏名又は名称及び委託の内容を指定金融機関に通知しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(歳入の徴収又は収納の事務の委託)</p> <p>第31条 知事は、<u>政令第158条第1項</u>の規定に基づき歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その者の住所、氏名又は名称及び委託の内容を指定金融機関に通知しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）第2条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和23年法律第60号）第38条第2項第1号に規定する払出証書及び整備法第2条の規定による廃止前の郵便為替法（昭和23年法律第59号）第20条第1項に規定する郵便為替証書については、この規則による改正前の会計規則第24条第1項の規定は、なおその効力を有する。